公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村 聖 先生 厚 生 労 働 省 関係各位 文 部 科 学 省 関係各位

> 一般社団法人 日本心理臨床学会 理事長 鶴 光代

「公認心理師」受験資格に係る実務経験に関する要望

一般社団法人日本心理臨床学会は、2月22日のカリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「資料5:公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)」に対し、公認心理師を目指す大学卒業者の教育の質を担保する観点から、大きな懸念を抱いております。以下の点についてご検討いただきますよう、強くお願い申し上げます。

要望

大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師法第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」(附則第3条)に相当の期間は、3年以上とする。

理由

一般社団法人日本心理臨床学会では、大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師法第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」に相当の期間について、次のように提言してまいりました。(2016年9月19日)

- 大学院で学習すべき 26 単位相当の時数45 (時間/単位) × 26 (単位) = 1,170 (時間)
- 大学卒業後の講習は、週1回8時間、年間30回程度を妥当とする。8(時間)×30(回/年)=240(時間/年)
- O 妥当な期間は、5 年 と推計される。 1,170 (時間) ÷ 240 (時間/年) = 4.875 (年)

カリキュラム等検討会ワーキングチームにおけるこれまでの検討結果から出されました大学院で学習すべき科目を、単位数18単位で計算しますと、次のようになります。

- 大学院で学習すべき 18 単位相当の時数45 (時間/単位) × 18 (単位) = 810 (時間)
- 大学卒業後の講習は、週1回8時間、年間30回程度を妥当とする。8(時間)×30(回/年)=240(時間/年)
- 妥当な期間は、3年以上と推計される。810(時間) ÷ 240(時間/年) = 3.375(年)